

住民票の写し等の交付請求書

軽米町長 殿

令和 年 月 日

役場に 来た人 (請求者)	住所 軽米町大字 第 地割 番地 電話番号 ()
	氏名 大正・昭和・平成 生年月日 年 月 日

どなたの 証明書が 必要ですか	住所 <input type="checkbox"/> 請求者と同じ 軽米町大字 第 地割 番地	必要なものに○を付けて下さい。	1 世帯全員の住民票の写し (謄本)	通
	世帯主の氏名 <input type="checkbox"/> 請求者と同じ		2 世帯一部の住民票の写し (抄本)	通
	氏名 (抄本の場合) <input type="checkbox"/> 請求者と同じ		3 住民票除票の写し	通
必要な 証明書と 役場に 来た人の 関係	1 本人 同じ世帯員 2 その他 〔 〕 ※役場に来た人が2の場合は、本人またはおなじ世帯員の住所、氏名、押印が必要です。 住所 軽米町大字 氏名 ④	特別請求 ※申請があった場合のみ記載します ・世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> のせる ・本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> のせる ※以下は本人または同じ世帯員のみ 即日交付できます ・住民票コード <input type="checkbox"/> のせる ・個人番号 <input type="checkbox"/> のせる ※代理人の方の請求の場合は、本人様宛に郵送します 切手・封筒を用意してください	4 その他 ・住民票記載事項証明 ・出稼ぎ手帳	通
	資格・免許等の取得更新 登記 金融機関 車両登録 役所 その他 〔 〕		交付年月日	本人確認
使いみち		手数料	免許・旅券・その他	
			マイナンバーカード (有効期限)	
注意	※いつわり、その他不正な手段により交付を受けた場合には、罰金に処せられることがあります。(住民基本台帳法第46条第2項)			

郵送による住民票の写し（世帯全員分、世帯の一部）の交付請求 についての注意事項

- ・ 請求書には現在居住しているところの住所・日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ・ 本人確認が必要です。
写真付きの証明書（免許証の写し、マイナンバーカードの写し）、写真付きの証明書が無い方は、保険証の写し等生年月日及び住所が確認できるものを2種類同封してください。
- ・ 手数料は、郵便局で「定額小為替」を必要分購入して送付ください。
- ・ 返信用封筒に住所・氏名を記入し、84円切手（速達は374円切手）を貼ってください。
請求通数が多い場合は予備切手も同封してください。

手数料（1通につき）

種 類	金 額	種 類	金 額
住民票の写し （世帯全員分、 世帯の一部とも）	300 円	住民票除票の写し	300 円

- ・ 請求は 〒028-6302
岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
軽米町役場町民生活課 宛 お願いいたします。
- ・ 不明な点は Tel 0195-46-2111（内線 135）か
0195-46-4735 町民生活課総合窓口 までお願いします。